北秋田市老人クラブ補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　令和元年12月6日告示第141号

　（目的）

第１条　この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第２項の規定に基づき、老人クラブの活動に対し補助金を交付することにより、高齢者の生活を健全で豊かなものにし、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

　（交付）

第２条　市は、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号。以下「補助金等交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、国の定める老人クラブ等事業運営要綱に基づき活動を行う次に掲げる団体とする。

（１）　おおむね60歳以上の者で構成し、年間を通じて活動を行っており、北秋田市老人クラブ連合会に加入している市内の単位老人クラブ（以下「単位老人クラブ」という。）

（２）　単位老人クラブで構成する北秋田市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）

　（補助対象事業、補助金の額及び補助対象経費）

第４条　補助対象事業、補助金の額及び補助対象経費は、別表１に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費が算出した補助金の額に満たないときは、当該補助対象経費の額を補助金の額とする。

２　補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において交付するものとする。

　（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする単位老人クラブ又は市老連の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（補助金等交付要綱様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（交付決定）

第６条　市長は、補助金交付申請書の提出があった場合、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を補助金交付決定通知書（補助金等交付要綱様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（補助金の支払い）

第７条　補助金は、前条の規定による交付決定の通知後、前金払の方法により交付するものとする。

２　補助金の交付決定を受けた単位老人クラブ又は市老連の代表者（以下「補助事業者」という。）は、前金払承認申請書（北秋田市補助金等交付要綱様式第６号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の申請があった場合において、その申請理由が適正であると認められるときは、前金払承認通知書（補助金等交付要綱様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（補助金等交付要綱様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に事業の実績を報告しなければならない。

（１）　活動報告書

（２）　収支決算書

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（交付額の確定）

第９条　市長は、前条の規定に基づく報告を受けた場合、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金交付額を確定し、その旨を補助金確定通知書（補助金等交付要綱様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、通知を省略することができる。

　（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年６月２２日告示第８７号）

　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月24日告示第26号）

　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助  対象者 | 補助金の額 | 補助対象経費 |
| 1. 老人クラブ活動   　　　次のアからエの活動を、事業の実施期間中、合計５  回以上行っていること  ア　社会奉仕活動  ①友愛訪問活動　　　②地域の清掃活動  ③通学路の安全確保　④花だん整備活動  イ　健康増進活動  ①「通いの場」等の健康増進の場の開催や参加勧誘　②グラウンドゴルフ等のスポーツ活動  ③健康増進に係る研修会  ウ　教養向上活動  　　①イの③以外の研修会　②講演会  エ　若手高齢者組織化活動  ①新規会員の獲得活動  ②若手高齢者への啓発活動  　オ　その他市長が認める活動（上記ア～エの活動に係るもの） | 単位老人クラブ | 会員数30人以上のとき、月額3,355円×活動月数（上限40,260円）  会員数16人以上30人未満のとき、1,342円に会員数を乗じて得た額（100円未満切捨て）  会員数15人以下のとき、20,100円 | 【報償費】  ・研修会、講習会等の講師謝礼等  【賃　金】  ・事務補助員、バス運転手賃金等  【旅　費】  ・活動に係る交通費等  【需用費】  ・事務用品等消耗品  ・活動時の茶菓子、料理講座の食材代  ・燃料代(移動に要するガソリン代等)  【役務費】  ・通信費（切手、はがき等）  ・保険料（団体損害保険等）等  【備品購入費】  ・活動に必要なもので高額でないもの  【使用料及び賃借料】  ・バス・車借上料　・会場使用料  ・コピー使用料等 |
| （２）社会貢献活動  　（１）ア社会奉仕活動、イ健康増進活動のいずれか又  は両方を事業の実施期間中おおむね２か月に１回程度  ６回以上行い、その内３回以上はア①友愛訪問活動を  行っていること | 会員数30人以上のとき、6,300円  会員数16人以上30人未満のとき、210円に会員数を乗じて得た額（100円未満切捨て）  会員数15人以下のとき、3,100円 |
| （３）新規活動補助  （１）ア①友愛訪問活動またはイ①「通いの場」等の  健康増進の場の開催や参加勧誘を事業の実施期間中に新たに実施するとき（２年以上の休止があって再び実施する場合も含む） | 会員数30人以上のとき、15,000円  会員数16人以上30人未満のとき、500円に会員数を乗じて得た額（100円未満切捨て）  会員数15人以下のとき、7,500円 |
| （４）活動促進事業  　単位クラブや県老連と連携した啓発広報活動や研修会等、老人クラブの活動促進に資する事業 | 市老連 | 均等割として194,000円  会員割として一人あたり72円 | 【職員手当等】  【報償費】  【賃　金】  【旅　費】  【需用費】  【役務費】  【備品購入費】  【使用料及び賃借料】  ※単位老人クラブの例による |
| （５）健康づくり・介護予防事業  高齢者向けスポーツや体操の普及のための活動及び体力づくり、低栄養予防につながる講習会等、健康づくり・介護予防に資する事業 | 510,000円 |
| （６）地域支え合い事業　※友愛訪問活動支援事業に係るものを除く  子どもの見守りや次世代育成支援、世代間交流、高齢者の孤立防止、防災など地域の支え合いに資する事業 | 165,000円 |
| （７）友愛訪問活動支援事業  友愛訪問活動の継続、充実に向けた研修会の開催等、友愛訪問活動の支援に資する事業 | 70,200円 |

備考　単位老人クラブの会員数及び会員割の対象となる会員数とは、当該年度の４月１日現在の会員数とする